

特集 水質汚濁防止法の一部改正について

背景

平成元年に改正された水質汚濁防止法により、カドミウム、鉛、トリクロロエチレンなどの有害物質の地下浸透が禁止されましたが、地下水汚染事例はその後毎年継続的に確認されています。これらは工場または事業場における使用施設・貯蔵施設などの老朽化や作業ミスなどによる原因により漏えいしたものでした。

一方、水質汚濁防止法では作業ミスによる有害物質の漏えいを想定した地下水汚染について未然防止措置が整備されておらず、有害物質の貯蔵施設は法の規制対象外でした。

このような背景と、貴重な淡水資源である地下水が一度汚染されると回復が大変困難であることから、地下水汚染事故の未然防止を目的として水質汚濁防止法の一部改正され平成24年6月1日より施行されます。



概要

改正内容は大きく4つに分けられます。

- (1) 有害物質貯蔵指定施設等の設置者について届出規定の創設(改正法第5条第3項)
有害物質使用特定施設および有害物質貯蔵指定施設の設置者に対し、構造、設備、使用の方法等について、設置の事前にも都道府県知事等への届出が必要になりました。
- (2) 構造等に関する基準遵守義務(改正法第12条の4)
有害物質使用特定施設および有害物質貯蔵指定施設の設置者は、有害物質による地下水汚染の未然防止を図るため、構造等に関する基準の遵守が必要になりました。
- (3) 定期点検の義務の創設(改正法第14条第5項)
有害物質使用特定施設および有害物質貯蔵指定施設の設置者は、定期的に施設の構造等を点検し、点検結果の記録および保存が必要になりました。
- (4) 基準遵守義務違反時の改善命令等の創設(改正法第8条、改正法第13条の3)
有害物質使用特定施設および有害物質貯蔵指定施設の届出があった場合に、当該施設が基準に適合していないと認められるとき、都道府県知事等は構造等に関する計画の変更または廃止を命令することができることとされました。有害物質使用特定施設および有害物質貯蔵指定施設の設置者が、構造等に関する基準を遵守していないと認められるとき、都道府県知事等は構造等の改善、施設使用の一時停止を命令することができることとされました。

届出対象施設の拡大

有害物質を取り扱う工場または事業場において、次の施設が届出の対象となります。

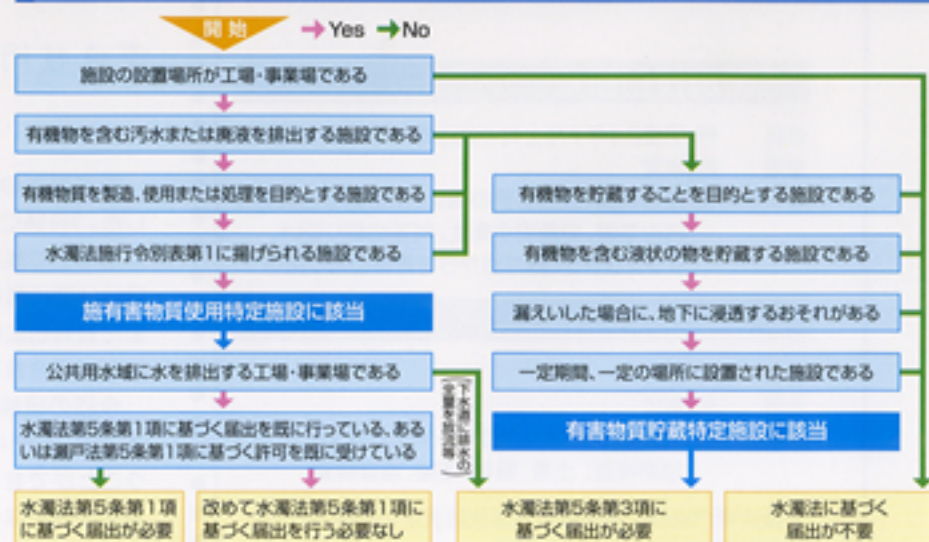
有害物質使用特定施設

有害物質を製造、使用または処理する特定施設であって、下水道に排水の全量(雨水を含む)を放流等している特定施設。

有害物質貯蔵指定施設

有害物質を貯蔵することを目的とし、工場または事業場において配管等で固定され、一定期間、一定の場所に設置されているものを指します。ドラム缶などの移動可能なものを貯蔵する施設は含まれません。

届出対象施設判定フローチャート



(注1)「有害物質」には、有害物質そのものの他、有害物質を含む水(液体)が含まれ、例えば有害物質を含む溶液、廃液等が該当する。ただし、漏えいした時点で劣化するような有害物質は対象とならない。(注2)水質汚濁防止法第5条第2項に基づく届出を行っている事業場については本フローチャートの対象から除かれている。(注3)届出法とは「届出法」として「有害物質貯蔵指定施設等に関する届出法」として制定されている。

届出の手続き

平成24年6月1日より一部改正された水質汚濁防止法による届出が必要になります。ただし、工場または事業場において、改正された水質汚濁防止法により新たに届出の対象となる施設を設置している場合には、施行日以降30日以内の届出が義務付けられていますので注意が必要です。(改正法附則第3条)

構造等に関する基準および定期点検

構造等基準

構造等に関する基準は、床面および周囲、施設本体、地上および地下の付帯する配管等や排水溝などの有害物質を含む水が流れる設備、地下貯蔵施設等、使用方法に適用されます。

定期点検の方法および保存

定期点検は、目視等により構造等に関する基準に応じた項目および頻度でおこない、点検結果等を記録して3年間保存する必要があります。

構造等に関する基準および定期点検の基準

既存施設に対する猶予期間等を考慮して、次の3基準に分けて構造や点検の義務を課すことになりました。

A基準：改正法施行後の新設、構造変更される施設

B基準：既設の施設

C基準：既設の施設で改正法施行後3年間適用



	改正水質汚濁防止法施行後3年間	施行後3年以降
新設の施設	A基準のみが適用	
既設の施設	C基準 ※構造基準等が適合していればA基準が適用可能	B基準 ※構造基準等が適合していればA基準が適用可能

有害物質とは

水質汚濁防止法施行令で定められている人の健康に被害を生ずるおそれがある物質は、現在26項目が定められています。

1	カドミウムおよびその化合物	14	1,1-ジクロロエチレン
2	シアン化合物	15	シス-1,2-ジクロロエチレン
3	有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトンおよびEPN)	16	1,1,1-トリクロロエタン
4	鉛およびその化合物	17	1,1,2-トリクロロエタン
5	六価クロム化合物	18	1,3-ジクロロプロペン
6	砒素およびその化合物	19	チウラム
7	水銀およびアルキル水銀その他水銀化合物	20	シマジン
8	ポリ塩化ビフェニル	21	チオベンカルブ
9	トリクロロエチレン	22	ベンゼン
10	テトラクロロエチレン	23	セレンおよびその化合物
11	ジクロロメタン	24	ほう素およびその化合物
12	四塩化炭素	25	ふっ素およびその化合物
13	1,2-ジクロロエタン	26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物